

(様式1)

令和6年2月28日  
契約執行機関 入札用度課  
(要求機関名 出納局)

発注の見通し及び契約過程公表調書

契約名	作業服 計13品目 (単価契約)
発注の見通し ※予定数量又は 役務の概要	別紙のとおり
納入時期又は 契約の期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
契約相手方の 決定方法及び 選定基準	決定方法 ・ 予定価格の範囲内で最低の価格で契約の申込があった者を契約相手方として決定する。 選定基準 ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する施設であること。 ・ 物品等調達に係る障がい者就労施設等登録等要綱に基づき登録されている施設で登録物品が作業服であること。
申請方法及び 問い合わせ先	申請方法：見積合わせへの参加 (詳細は別紙のとおり) (1) 日時 令和6年3月15日 (金) 午後3時～ (2) 場所 福島県出納局入札用度課入札室 (県庁西庁舎3階) (〒960-8670 福島市杉妻町2-16)  問い合わせ先 電話 024-521-7413 FAX 024-521-7962
備考	入札用度課で本書及び仕様書等を交付しています。 県政情報センターでも閲覧できます。

## 令和6年度作業服購入予定数量

コード	品名	規格	単位	予定数量
1	作業服 上衣(夏)	別紙「仕様書(エコ夏作業服)」のとおり	着	<b>1,169</b>
2	作業服 上衣(夏)	同上 別紙「作業服寸法表」に記載以外のサイズ	着	<b>38</b>
3	作業服 下衣(夏)	別紙「仕様書(エコ夏作業服)」のとおり	本	<b>912</b>
4	作業服 下衣(夏)	同上 別紙「作業服寸法表」に記載以外のサイズ	本	<b>97</b>
5	作業服 女子下衣(夏)	別紙「仕様書(エコ夏作業服)」のとおり	本	<b>108</b>
6	作業服 女子下衣(夏)	同上 別紙「作業服寸法表」に記載以外のサイズ	本	<b>12</b>
7	作業服 上衣(冬)	別紙「仕様書(エコ冬作業服)」のとおり	着	<b>1,056</b>
8	作業服 上衣(冬)	同上 別紙「作業服寸法表」に記載以外のサイズ	着	<b>24</b>
9	作業服 下衣(冬)	別紙「仕様書(エコ冬作業服)」のとおり	本	<b>851</b>
10	作業服 下衣(冬)	同上 別紙「作業服寸法表」に記載以外のサイズ	本	<b>96</b>
11	作業服 女子下衣(冬)	別紙「仕様書(エコ冬作業服)」のとおり	本	<b>95</b>
12	作業服 女子下衣(冬)	同上 別紙「作業服寸法表」に記載以外のサイズ	本	<b>18</b>
13	作業帽子	別紙「仕様書(エコ冬作業服)」及び「仕様書(エコ夏作業服)」のとおり ※夏冬共通仕様	個	<b>689</b>

## 見積合わせのご案内（単価契約）

下記の件について、見積合わせを実施しますので、定刻までに出席してください。

### 記

- 1 日 時 令和6年3月15日（金）午後3時～
- 2 場 所 福島県出納局入札用度課入札室（県庁西庁舎3階）
- 3 内 容
  - (1) 品 名 作業服 計13品目
  - (2) 予定数量 別紙のとおり  
※予定数量を超えて購入する場合、又は予定数量に満たない場合であっても、当該契約期間中は同一単価をもって処理するものとする。
  - (3) 規格等 別紙仕様書のとおり
- 4 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 納入場所 別紙のとおり
- 6 契約の方法 単価契約とする。  
再度見積に備え、見積書用紙を複数枚準備すること。
- 7 見積の条件等
  - (1) 見積書の記載事項
    - ア あて先  
「福島県知事 内堀 雅雄」とすること。
    - イ 見積参加者の氏名  
商号又は名称、代表者の職・氏名を記入すること。  
また、代表者以外の方が出席する場合には、委任状（「見積に関する一切の権限を委任する。」旨記載）を提出すること。  
なお、代理人が見積を行う場合、字句訂正は代理人の印鑑で行うこと（印は忘れずに持参すること。）
    - ウ 見積書記載金額  
品目ごとに、1着（本・個）あたりの単価を税抜きで記入すること。  
なお、送料等諸経費は単価に含めること。
    - エ 品名、規格等及び予定数量  
品目ごとに記載し、規格等は「仕様書のとおり」と記載することを可とする。
    - オ 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日までとすること。
    - カ 納入場所 「別紙のとおり」と記載することを可とする。※別紙添付の場合  
※金額訂正をした見積書や記載誤り等による見積書の撤回は認めないので、記入内容を十分確認した上で提出すること。  
**※見積書は添付の別紙様式をご使用ください。**
  - (2) 契約相手方  
品目ごとに予定価格の範囲内で最低単価の見積をした者を契約相手方とする。
- 8 そ の 他
  - (1) 当日、資料は配布しないので、この資料を持参すること。
  - (2) 仕様書の変更等の事情により、当日見積合わせを執行することができない場合には、延期することがあること。
  - (3) 決定者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付していただきます。  
ただし、福島県財務規則第229条第1項各号（別記1）に該当する場合においては、その全部又は一部の納付を免除します。

※県庁外来駐車場（本庁舎と福島警察署の間）は、時間帯によって大変混み合うことがありますので、御注意願います。

事務担当 福島県出納局入札用度課 奥山（物品契約担当）  
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号  
TEL 024-521-7413 FAX 024-521-7962

# 見 積 書

品名:作業服 計13品目

品目	規格等	予定数量	(単位)	見積単価(税抜き)			
				拾	万	千	百 拾 円
1 作業服 上衣(夏)	別紙「仕様書(エコ夏作業服)」のとおり	1,169	着				
2 作業服 上衣(夏)	同上 別紙「作業服寸法表」に記載以外のサイズ	38	着				
3 作業服 下衣(夏)	別紙「仕様書(エコ夏作業服)」のとおり	912	本				
4 作業服 下衣(夏)	同上 別紙「作業服寸法表」に記載以外のサイズ	97	本				
5 作業服 女子下衣(夏)	別紙「仕様書(エコ夏作業服)」のとおり	108	本				
6 作業服 女子下衣(夏)	同上 別紙「作業服寸法表」に記載以外のサイズ	12	本				
7 作業服 上衣(冬)	別紙「仕様書(エコ冬作業服)」のとおり	1,056	着				
8 作業服 上衣(冬)	同上 別紙「作業服寸法表」に記載以外のサイズ	24	着				
9 作業服 下衣(冬)	別紙「仕様書(エコ冬作業服)」のとおり	851	本				
10 作業服 下衣(冬)	同上 別紙「作業服寸法表」に記載以外のサイズ	96	本				
11 作業服 女子下衣(冬)	別紙「仕様書(エコ冬作業服)」のとおり	95	本				
12 作業服 女子下衣(冬)	同上 別紙「作業服寸法表」に記載以外のサイズ	18	本				
13 作業帽子	別紙「仕様書(エコ冬作業服)」及び「仕様書(エコ夏作業服)」のとおり ※夏冬共通仕様	689	個				

契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

納入場所 本庁舎・西庁舎・北庁舎・警察本部庁舎・自治会館内の各所属（総務部、危機管理部、企画調整部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、出納局、議会事務局、教育庁、警察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局）並びに次の各公所  
計量検定所、県北地方振興局、県北保健福祉事務所、県北農林事務所、県北建設事務所、県北教育事務所、障がい者総合福祉センター、中央児童相談所、食肉衛生検査所、女性のための相談支援センター、精神保健福祉センター、衛生研究所、県北家畜保健衛生所、教育センター、図書館、美術館、福島高等学校、橘高等学校、福島商業高等学校、福島明成高等学校、福島工業高等学校、福島西高等学校、福島東高等学校、福島南高等学校、視覚支援学校、福島警察署

上記のとおり見積いたします。

令和6年3月15日

住 所  
設置主体名  
施 設 名

※ 代表者職氏名 (代理人氏名) 印 )

福島県知事 内堀 雅雄 様

※押印を省略する場合のみ記載

本件責任者 氏名 所属部署名 連絡先(電話番号)  
本件事務担当者 氏名 所属部署名 連絡先(電話番号)

(参考様式)

# 委 任 状

私は都合により下記の者を代理人と定め下記事項を委任します。

記

令和6年3月15日に執行される「作業服 計13品目（単価契約）」の見積に関する一切の  
権限。

令和6年 3月15日

福島県知事 内 堀 雅 雄 様

委任者 住 所  
設置主体名  
施設名  
代表者職氏名

受任者 職名又は住所  
氏 名

(代理人が出席する場合に必要)

(参考様式なので、利用する場合は修正等は自由です。)

## 福島県財務規則（抜粋）

### 別記 1（契約保証金の減免）

**第 229 条** 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7)から(11)まで (略)
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13)から(18)まで (略)